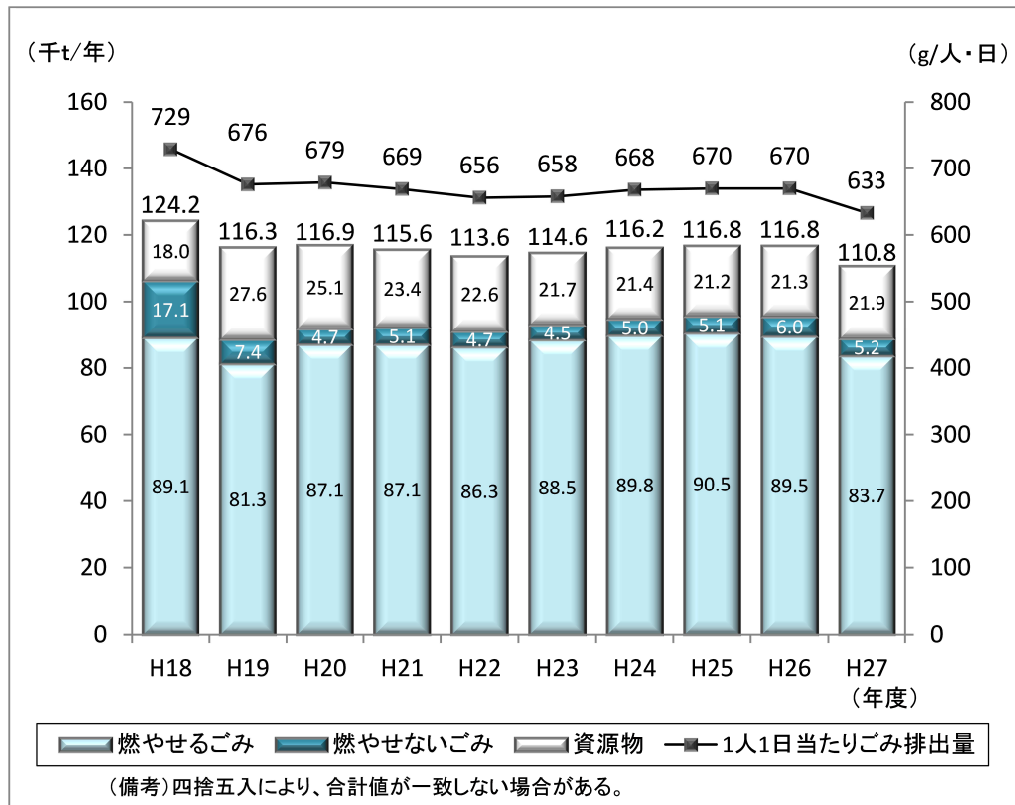


ごみ処理の状況について

1 家庭ごみ排出量の推移

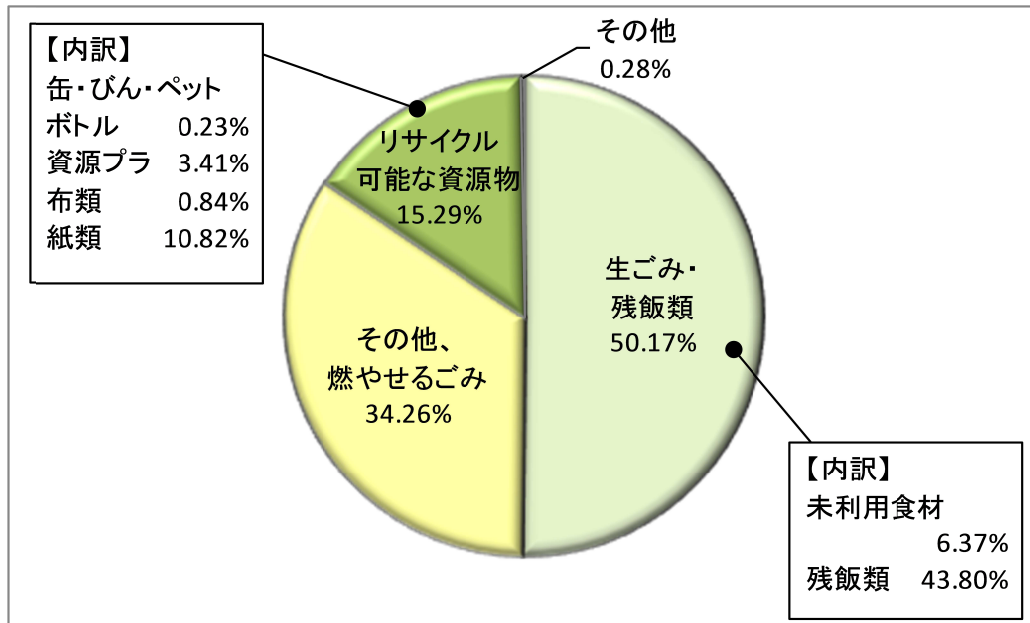
平成20年度以降、燃やせるごみは増加する傾向、燃やせないごみは増減を繰り返していましたが、いずれも家庭ごみ有料化制度の導入により、平成27年度は減少に転じて、資源物については、ここ数年は横ばいの状態が続いています。



2 燃やせるごみの組成 (平成27年度)

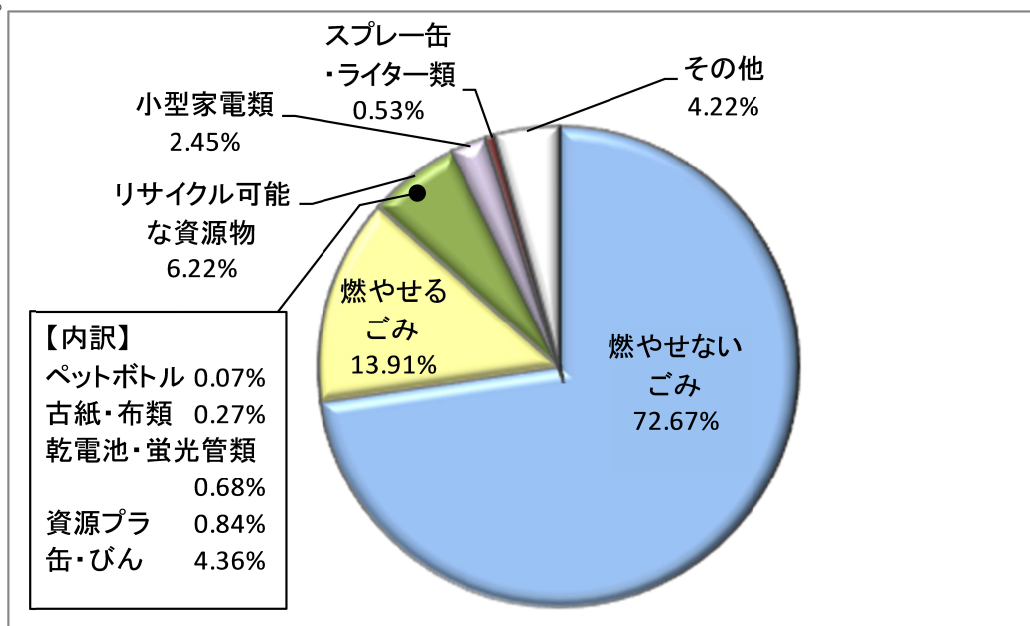
生ごみ・残飯類が半分(50.17%)を占め、次いでその他燃やせるごみが34.26%と、8割以上が可燃物(適正率:84.4%)ですが、紙類や資源プラなどリサイクル可能な資源物が1割以上(15.29%)も混入しています。

一方、生ごみの中には、未利用食材(本来は食べることができたごみ:食品ロス)が約6%含まれていることがわかります。



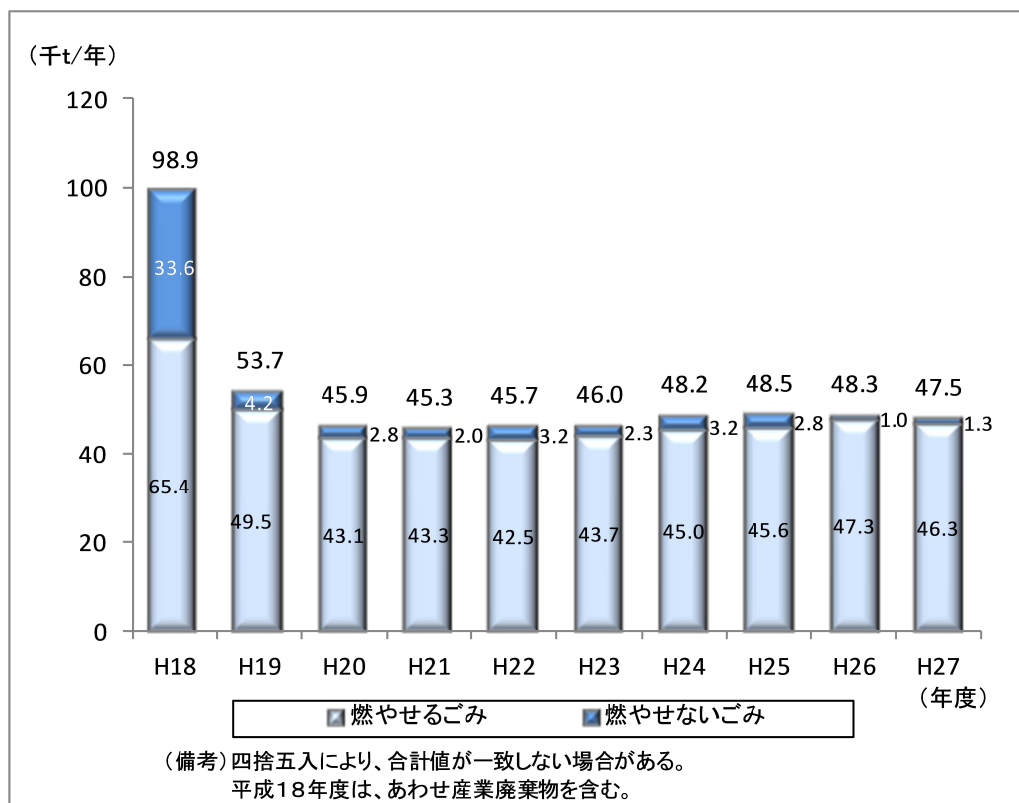
3 燃やせないごみの組成 (平成27年度)

燃やせるごみ(13.91%)とリサイクル可能な資源物(6.22%)を合わせると2割に達しています。また、適正ではありますが、拠点回収を実施している小型家電類は2.45%含まれています。



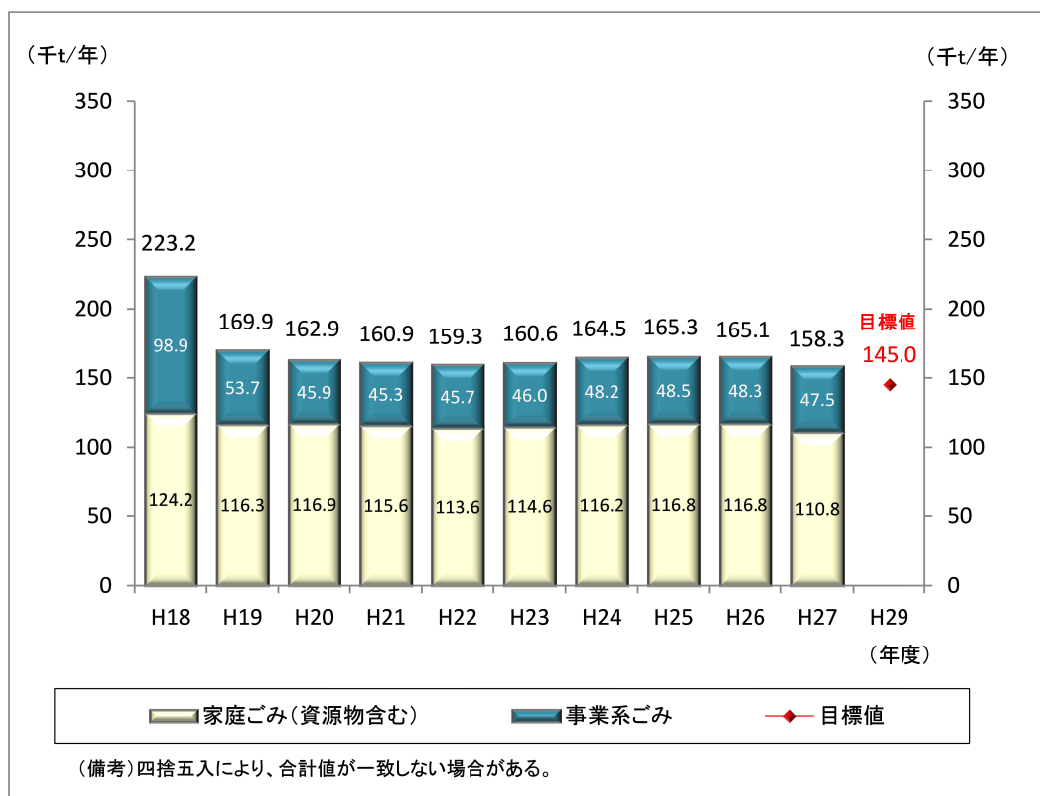
4 事業系ごみ排出量の推移

平成 19 年度に産業廃棄物の受入（あわせ処理）を廃止したことで、大きく減少しましたが、その後は、増減を繰り返しています。



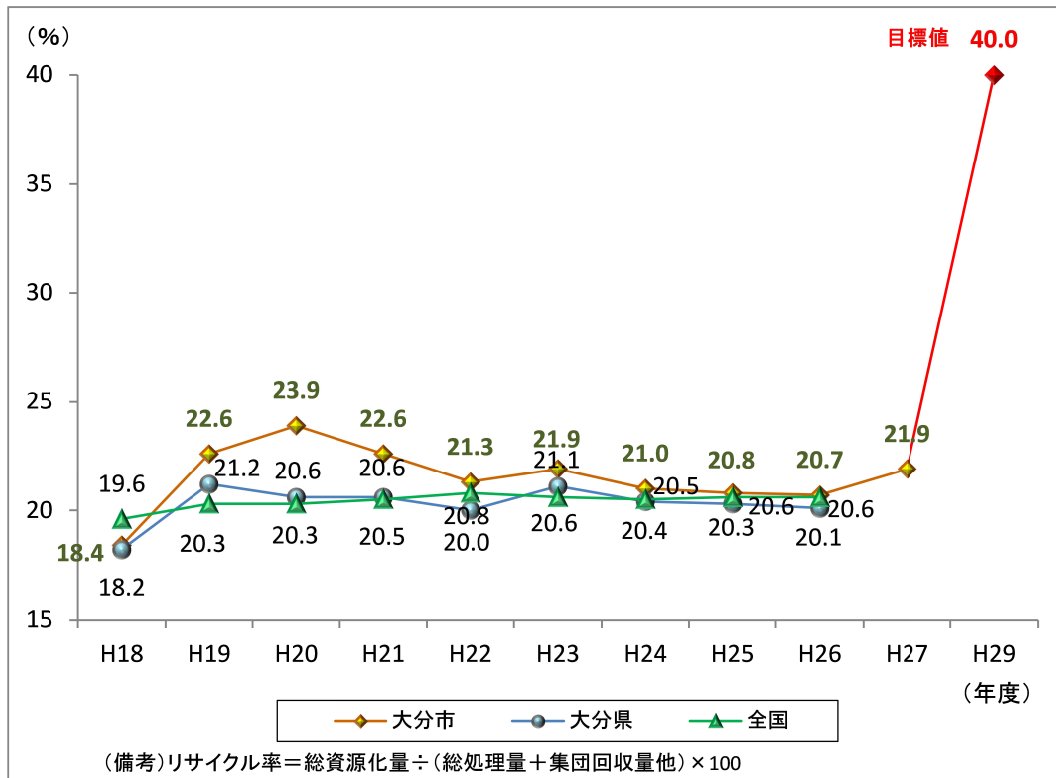
5 ごみ排出量の推移

平成 19 年度に 12 分別収集の開始や産業廃棄物の受入（あわせ処理）を廃止したこと等で大きく減少、その後も緩やかな減少が続き、平成 22 年度に底を打った後は増加傾向にありましたが、家庭ごみ有料化制度（平成 26 年 11 月）の導入によって、再び減少に転じています。



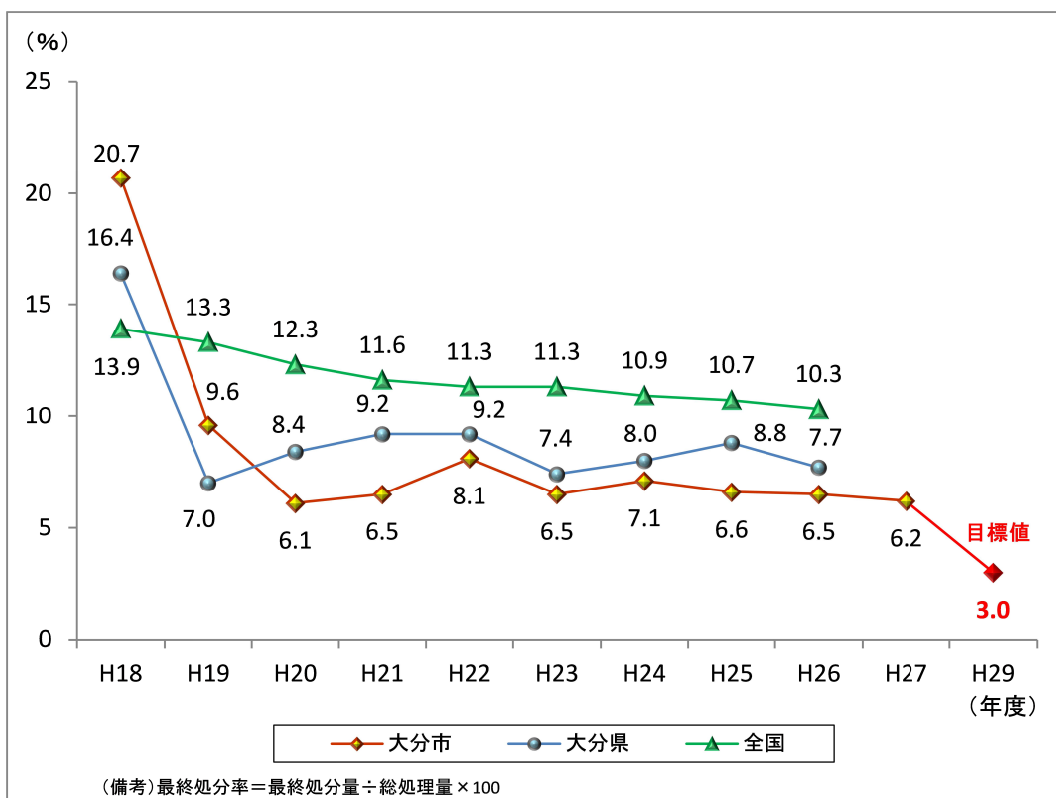
6 リサイクル率の推移

本市のリサイクル率は、平成 20 年度をピークに減少傾向が続いていましたが、平成 27 年度は 21.9%と増加に転じています。この要因としては、家庭ごみ有料化制度導入によるごみ排出量（総処理量）の減少、総資源化量の増加等によるものと推察されます。全国及び大分県の平均と比較すると、平成 19 年度以降は常に全国平均や県平均より高い水準にありましたが、ここ数年はほぼ同水準となっています。



7 最終処分率の推移

本市の最終処分率は、平成 20 年度以降では常に低い水準にあります。



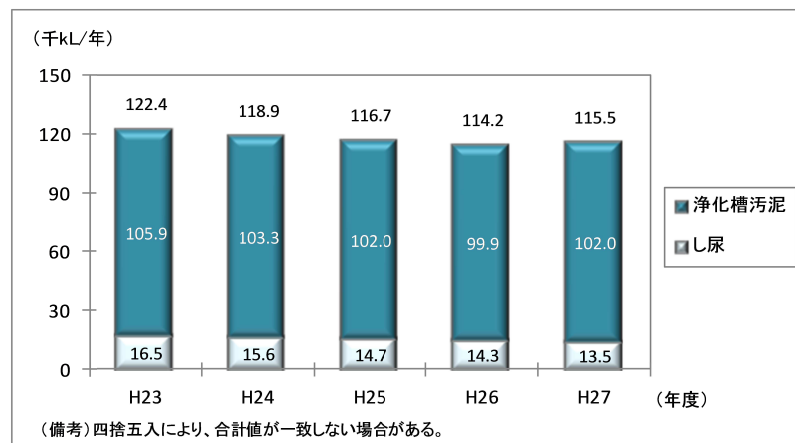
生活排水処理の状況について

1 生活排水処理形態人口の推移と目標値

区 分	年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H29 目標
総人口	(人)	472,942	476,723	477,640	477,853	478,241	480,095
1. 計画処理区域内人口	(人)	472,942	476,723	477,640	477,853	478,241	480,095
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	335,450	343,716	349,788	357,003	360,731	380,123
(1) コミュニティ・プラント	(人)	0	0	0	0	0	0
(2) 浄化槽	(人)	86,554	90,339	92,805	95,861	96,720	108,665
(3) 公共下水道(水洗化人口)	(人)	246,844	251,435	255,051	259,243	262,142	269,406
(4) 農業集落排水施設	(人)	2,052	1,942	1,932	1,899	1,869	2,052
吉野地区	(人)	1,326	1,299	1,297	1,257	1,233	
市尾地区	(人)	508	463	460	463	463	
内植田地区(下水道接続)	(人)	218	180	175	179	173	
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)	(人)	123,358	119,407	115,262	109,274	106,379	92,004
4. 非水洗化人口	(人)	14,134	13,600	12,590	11,576	11,131	7,968
(1) し尿収集人口	(人)	14,134	13,600	12,590	11,576	11,131	7,968
(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	(%)	70.9%	72.1%	73.2%	74.7%	75.4%	79.2%

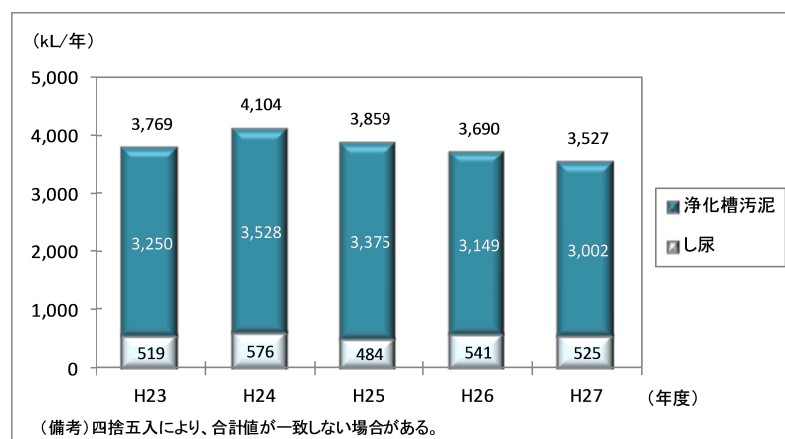
- (備考) 1 計画処理区域内人口:住民基本台帳の人口(H23は外国人登録人口を含まず、H24以降は外国人登録人口を含む)
 2 生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100

2 大洲園処理場での処理実績



大洲園処理場では、旧大分地区、佐賀関地区で収集されるし尿・浄化槽汚泥(農業集落排水施設からの汚泥を含む)の処理を行っており、経年的には減少傾向で推移しています。

3 由布大分環境衛生センターでの処理実績



野津原地区で収集されるし尿・浄化槽汚泥については、由布大分環境衛生センターで処理を行っており、経年的には減少傾向で推移しています。

現行計画（生活排水）の基本理念等について

生活排水処理に係る基本理念

本市における公共用水域等の状況は、下水道の普及と生活排水対策事業の継続により、河川・海域の全ての水域で環境基準を達成していますが、今後も継続して水質の保全を図るため、生活排水処理の理念、目標を次のように定めます。

生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭からの発生源対策をより一層充実させることにより、公共用水域等の水質環境の更なる向上と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

生活排水処理施設整備の基本方針

公共下水道については、市街化区域を中心に、より投資効果の高い地域から順に整備を進めます

合併処理浄化槽については、公共下水道等の未整備区域において普及促進を図ります

し尿処理施設については、改良・整備により長寿命化を図るとともに適正な運転を行います



(1) ①中間処理施設の計画的な整備
②広域市との連携

(2) ①焼却残渣の再資源化
②破碎後不燃物の再資源化

(3) 最終処分量の減量化等

(1) ①啓発活動の推進
②自治会長・クリーン推進員との連携の強化
③大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会との連携強化
④不法投棄監視体制の強化
⑤不法投棄廃棄物への対応
⑥搬入禁止物の指導の強化

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

(3) 危機管理体制の確立

(4) ①ごみ処理の広域化に伴うごみの搬入対策

(5) 基本計画の推進体制の確立

(6) 拡大生産者責任体制の確立

(7) 日本一きれいなまちづくりの推進

大分市一般廃棄物処理基本計画における目標達成に向けた具体的施策の内部評価

ごみ処理計画

基本目標 1	1. 排出抑制計画		
	排出抑制計画の目標	総排出量 平成29年度 145,000トン	
	平成27年度の実績	目標 149,552トン に対し 158,298トン 達成まであと8,746トン	
	目標達成に向けた具体的施策の内容	施策についての内部評価	掲載ページ
	(1) 市民によるごみの発生と排出の抑制・減量化の推進		
	①ごみを買わない努力	市民への定着を図るため様々な取り組みを行った。リフューズは、ごみを発生させないための重要な取り組みであることから、周知・啓発を強化する必要がある。	65
	②分別の徹底	燃やせるごみの組成調査の結果では、依然として不適正物の混入がみられ、「家庭ごみ有料化」実施後は、プラスチック製容器包装(資源プラ)の混入割合は減ったが、リサイクルできる紙類の混入割合にあまり変化が見られなかったことから、特に紙類の分別の徹底が必要である。	65
	③生ごみ処理機器等の使用	生ごみ処理容器の普及拡大に努め、生ごみの減量が図られたが、利用者のうち、できた堆肥の使い道がない方などで、継続利用を断念するケースも見られたことから、生ごみ処理容器が設置でき、堆肥の利用が可能な市民が、自主的に取り組める状況づくりが必要である。	65
	④生ごみ排出時のひと絞り	誰でもできる取組みとしてリサイクルおおいたやホームページ等で啓発してきた。今後も3きり運動のひとつである水きりとして啓発を継続し、生ごみの減量をさらに推進していく必要がある。	65
	(2) 事業者によるごみの発生と排出の抑制・減量化の推進		
	①排出事業者への指導の強化	啓発チラシの配布やホームページへの掲載により、啓発を図ってきたが、清掃工場での収集運搬車両の展開検査では、不適正な排出が散見されることから、引き続き、啓発を行いながら、不適正排出事業所の特定及び訪問指導の強化が必要である。	66
	②大規模事業所ごみ減量推進事業の推進	ごみ減量推進事業所として指定している大規模事業所を訪問し、直接指導を行うことで、減量計画書の提出や適正排出の徹底につながったことから、さらに大きな効果を得るために指定の拡大を検討する必要がある。	66
	③エコショップ認定事業の推進	認定事業所をホームページに掲載し、その取り組みなどを紹介しているが、事業所にとってよりメリットが得られるよう改善し、新規認定を呼びかける必要がある。	66
	④流通・販売業者による過剰包装等の自粛	消費者サービスの観点との兼ね合いから、業者自らの自粛に任せていて、働きかけが不十分であったことから、今後は、消費者団体等と連携を図りながら業者の理解を求めていく必要がある。	66
	⑤業務用生ごみ処理機器等の使用による生ごみの排出抑制	事業所に対して経済的負担がかかることから、使用について積極的に求めてこなかったが、ごみ排出量削減のためには、業務用生ごみ処理機についての情報提供をするなど利用しやすい状況を検討する必要がある。	66
	(3) 再使用・再生品の利用促進		
	①不用品の再使用・再利用の活動の支援	市民等によるフリーマーケットやリサイクルショップについて情報を把握できてなかったことから、今後は、情報収集に努め、その情報の提供及び活動団体への支援を行う必要がある。	67
	②自転車・家具の再利用	「大分エコライフプラザ」において、再生工房の見学や、展示、譲渡会を行い、再利用の普及啓発ができたが、今後は、「大分エコライフプラザ」以外の場所でも譲渡会を行うなどし、さらに多くの方に広められる取り組みの検討をする必要がある。	67
	(4) ごみ処理費用の適正負担		

	①家庭ごみの適正負担	平成26年11月に「家庭ごみ有料化制度」を実施し、ごみ減量・リサイクルに効果が現れ、ごみ処理に係る費用負担の公平性が図られた。今後は、常に制度の検証を行いながら、市民の意見を十分に聞き、3年ごとに必要な措置を講じていく必要がある。	67
	(5)環境教育・学習の充実		
	①大分エコライフプラザの運営	体験学習や見学会を行うことができるごみ減量・リサイクルの啓発や情報発信の拠点としての役割を果たしており、今後も、拠点としてさらに充実させるとともに、これまで手薄であった若い年齢層にもターゲットを広げていく必要がある。	67
	②自主的環境教育・学習の推進及び支援	「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」の開催や、まちづくり出張教室への講師派遣による地域の活動支援を継続して行い、ごみに対する関心をさらに高める必要がある。	67
	③幼稚園、小・中学校におけるごみ・環境教育の充実	未就学児を対象とした紙芝居や、小学校3・4年生を対象とした体験型の学習等を実施したところ、関心が高く興味を持ってもらうことができたことから、今後も成長段階に応じたプログラムや、実践型の学習を取り入れるなど、環境教育を充実させていく必要がある。	68
	④ごみに関する環境情報の提供	毎月のごみ排出状況などを本庁や支所で掲示したり、「リサイクルおおいた」やホームページ等に掲載し情報の提供を行ってきたが、今後は、ごみ減量・リサイクルをはじめ、多岐にわたるごみに関する環境情報を、様々なメディアや新しい情報ツールを活用し、積極的に情報提供を行う必要がある。	68
基本目標2. 再資源化計画			
2	再資源化計画の目標	リサイクル率 平成29年度 40 %	
	平成27年度の実績	目標 29.2 % に対し 21.9 % 達成まであと7.3 ポイント	
	(1)家庭ごみのリサイクルの推進		
	①分別の徹底等に向けた啓発活動の充実	ごみカレンダーやごみ分別事典などを配布するとともに、ごみ出しマナーアップ推進月間を設け職員がステーションで正しいごみ出しの呼びかけを行うなど、市民への積極的な啓発を行い、分別の周知と定着が図られたが、今後は、様々なメディアを活用したさらに効果的な啓発やごみステーションの定期的な巡視による指導啓発の強化を検討する必要がある。	72
	②廃食用油の分別回収	有価物集団回収運動促進事業の報償金の対象品目として回収を行っているが、今後とも回収量の増加を図り、リサイクルを推進していく必要がある。	72
	③生ごみの分別回収	生ごみの再資源化に向け新清掃工場の建設を視野に入れて検討する必要がある。	72
	④缶・びんの分別収集	ふたをはずしてすすいで乾かし、分別して排出することなど、正しい出し方の啓発を行い、定着してきているが、引き続き啓発を行い、リサイクル品としての品質の向上に努める必要がある。	72
	⑤ペットボトルの分別収集	ふたをはずしてすすいで乾かし、分別して排出することなど、正しい出し方の啓発を行い、定着してきているが、引き続き啓発を行い、リサイクル品としての品質の向上に努める必要がある。	73
	⑥新聞類・その他紙類・布類の分別収集	「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」やリサイクルおおいた・ホームページ等で分別の啓発を図ってきたが、燃やせるごみの組成調査の結果では、依然として、紙類の混入が多いことから、さらなる分別の周知・徹底が必要である。	73
	⑦プラスチック製容器包装の分別収集	「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」やリサイクルおおいた・ホームページ等で分別の啓発を図り、さらに「家庭ごみ有料化」実施による効果で、回収量の増加につながったが、今後も持続できるよう分別徹底の広報をゆるめることなく継続する必要がある。	73
	⑧蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池の分別収集	再資源化推進のため、引き続き定着に向け、分別徹底の広報を継続する必要がある。	73
	⑨有価物集団回収運動	平成26年度11月からの家庭ごみ有料化制度の導入に伴い、古紙・布類の報償金の単価を3円から5円に引き上げ、団体からの要望のあったリヤカーなどの貸与や支給により、回収団体、回収量とも増加している。今後も、各地域において開催するごみ減量・リサイクル推進懇談会など、機会あるごとに呼びかけ、回収団体数、回収量を増加していく必要がある。	73

	⑩牛乳パック拠点回収	集団回収や分別収集による回収も行っているが、少しでも再資源化されるよう、選択肢の一つとして継続して取り組む必要がある。	74
	⑪資源物の持ち去り対策	平成24年3月からの条例施行に伴い、パトロールや持ち去り者への指導を強化したことで、通報や苦情件数は減少してきたことから、取り組みを継続する必要がある。	74
	⑫使用済小型家電の回収	本庁や支所等で拠点回収を実施してきたが、燃やせないごみとしても排出されていることから、周知・啓発を強化し、さらなるリサイクル推進のため、効率的な回収方法を検討する必要がある。	74
	(2)事業系ごみのリサイクルの推進		
	①啓発活動の充実	「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」の活用や、啓発チラシやホームページの掲載で啓発を行ってきたが、リサイクルの推進をより多くの事業所に浸透させるため、さらなる啓発活動の充実を図る必要がある。	74
	②食品残渣のリサイクルの推進	学校給食の食品残渣については、平成24年度より堆肥化を行っている。	75
	③剪定枝等のリサイクル	引き続き、事業所から排出される剪定枝等の再資源化を実施する必要がある。	75
	④事業系一般廃棄物の分別回収	リサイクルできる紙類、木くず類や生ごみを処分業許可業者の処理施設に搬入し再資源化を実施しているが、今後も分別を徹底し、資源物回収量増加につながるよう周知・啓発に取り組む必要がある。	75
	⑤公共施設からの資源物回収	引き続き、職員の分別意識の向上を図り、行政自らが積極的に資源化に取り組み、その成果を各事業所へ普及拡大する必要がある。	75
	(3)リサイクル施設の整備		
	①民間リサイクル施設の整備	民間活力を利用したリサイクル施設として、処理施設の設置許可や処分業の許可を行っているが、再資源化が可能なごみに対応できる民間施設の整備の促進に向けた取り組みが必要である。	75
	②BDF精製施設の整備	廃食用油のBDF化に取り組んできたが、品質検査の段階において基準項目を達成することができず、実用化に至らなかった。家庭から出される廃食用油については有価物集団回収運動の対象品目としており、民間リサイクル施設を活用し再資源化に取り組んでいる。	76
	(4)リサイクルシステムの整備		
	①事業系ごみのリサイクルルートの整備	リサイクルできる紙類、木くず類や生ごみを処分業許可業者の処理施設に搬入し再資源化を実施しているが、今後も再資源化が可能なごみの種類やリサイクル方法等について調査し、適切な指導が行えるよう取り組む必要がある。	76
	②資源物の分別収集の拡大	現在、「缶・ビン」、「ペットボトル」等を分別収集しているが、「生ごみ」を、資源として活用することについて検討していく中で、分別収集についてもあわせて検討する必要がある。	76
	③リサイクル製品の販売店の普及・拡大	リサイクル製品の取扱店等の把握ができていないが、今後、消費者への情報提供を行えるよう検討し、リサイクル製品の購入拡大の促進することは重要である。	76
	(5)各種リサイクル法への対応		
	①容器包装リサイクル法	今後も排出マナーや分別の徹底を啓発し、品質の向上と収集量の増加を図っていく必要がある。	77
	②家電リサイクル法	不法投棄等を防止するため、市民に対して適正な回収ルートで排出されるよう、周知・啓発を行っていく必要がある。また、無許可業者による不適正な回収の実態把握を行うとともに、指導を行う必要がある。	77

	③建設リサイクル法	建築物の解体工事現場へ立ち入り検査を実施し、特定建設資材の再資源化を促進する旨の指導を行うとともに、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るように啓発を行っているが、今後も継続していく必要がある。	77
	④食品リサイクル法	法の適正な運用のため、食品循環資源の再生等を促進していく必要がある。	77
	⑤自動車リサイクル法	解体業者等に対する立ち入り調査を実施するとともに、電子マニフェスト等を確認し、使用済み自動車の適正処理、再生処理を推進していく必要がある。	77
	⑥資源有効利用促進法	不法投棄等を防止するため、市民に対して適正な回収ルートで排出されるよう、周知・啓発を行っていく必要がある。	78
	⑦グリーン購入法	法の趣旨を踏まえ、まず行政が率先して取り組むとともに、民間事業所への普及拡大に努めていく必要がある。	78
	⑧小型家電リサイクル法	本庁や支所等で拠点回収を実施してきたが、燃やせないごみとしても排出されていることから、周知・啓発を強化し、さらなるリサイクル推進のため、効率的な回収方法を検討する必要がある。	78

基本目標

3	3. 収集運搬計画		
	(1) 排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化		
	①排出マナーの向上に向けた啓発活動の展開	ごみ出しマナーアップ推進月間を設けるなど、市民への積極的な啓発を行なっているが、排出マナーの徹底に向けて地道に根気強い取り組みが求められており、今後も定期的なごみステーション巡視を行い、ごみの分別や指定曜日による排出、指定ごみ袋の使用など、排出ルールと排出マナーの向上に向けた啓発活動を強化し、特に集合住宅への対応について早急に対策を講じていく必要がある。	81
	②安全な排出に向けた指導啓発の展開	車両火災の件数は減少してきているが、依然として不燃物等に混入しているのが多く見受けられることからガス缶・スプレー缶の穴開け不要化事業を開始するが、今後も車両や清掃工場の火災防止に向けた市民啓発と収集運搬委託業者への指導の強化を図っていく必要がある。	81
	③収集運搬業許可業者への指導の強化	展開検査により、一廃・産廃混載の不適正回収が散見されることから、法令等を順守するよう指導を強化する必要がある。	82
	④無許可業者への指導の強化	不用品回収など無許可業者の把握、画一的な指導が出来ていないことから、パトロール等（他にチラシや広告）による無許可業者の把握、指導を強化する必要がある。	82
	⑤越境ごみ阻止の強化	越境ごみについて現状問題ないが、引き続き展開検査等で注視していく必要がある。	82
	(2) 市民ニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備		
	①大型・粗大ごみの収集制度の見直し	収集シールの導入等の検討を行ってきたが、現地立ち合いの課題解消はできないため、現行制度の精度を高めることにより対応していくこととする。（平成26年7月より祝日収集の開始や、27年11月から収集車両の増車、また引っ越しの多い時期等は人員機材を優先的に充てるなどの対応を行っており、今後もサービスの充実に努める）	83
	②生活介助を要する市民への収集支援体制の構築	超高齢社会の到来により需要は増加してくると思われるものの潜在的な需要を探る必要があり、実態把握を行うとともに、福祉関係者等と連携を図りながら、生活介助を要する市民への支援体制のあり方について検討していく必要がある。	83
	③在宅医療廃棄物の収集運搬体制の構築	平成28年度に収集体制を決定する予定で、在宅医療廃棄物の収集運搬体制のスムーズな移行に向けて、医療機関や薬剤師会と連携を図り、関係者への周知を行なっていく必要がある。	83
	④収集車両への低公害車、省エネルギー車の導入	排出ガス規制適合車使用済みである。	83

⑤生ごみの分別収集体制の構築	生ごみの再資源化、再生エネルギー化に向けて収集運搬体制の検討を進めていく必要がある。	83
4. 中間処理・最終処分計画		
最終処分計画の目標	最終処分率 平成29年度 3%	
平成27年度の実績	目標 3.9 % に対し 6.2% 達成まであと マイナス2.3 ポイント	
(1)安定した中間処理体制の確保		
①中間処理施設の計画的な整備	耐用年数を考慮した計画的な施設整備を行っているが、新工場建設を視野に入れながら、今後も計画的な施設整備を行っていく必要がある。	89
②広域市との連携	関係市と新工場に関する協議を進めているが、今後も建設地の検討や工場の機能について協力を得ながら、相互に連携していく必要がある。	89
(2)再資源化処理の推進		
①焼却残渣の再資源化	福宗清掃工場の飛灰の再資源化は困難だが、焼却灰などの再資源化量を増やしていく必要がある。	89
②破碎後不燃物の再資源化	リサイクルプラザで破碎・選別処理した鉄、アルミなどの破碎後不燃物については、今後も再資源化を行っていく必要がある。	89
(3)最終処分場の延命化		
①最終処分量の減量化等	現在の処分量をできるだけ減量化し、既存処分場の延命化を図るため、福宗清掃工場の焼却灰の再資源化量を増やしていく必要がある。	90
5. その他関連計画		
(1)不適正処理防止対策の推進		
①啓発活動の推進	不法投棄パトロールに加えて、家庭ごみ有料化後は市民からの発見による通報で件数は増加傾向にあり、不法投棄多発地域は移動式監視カメラや啓発看板を設置するなどして不法投棄防止に取り組む必要がある。	91
②自治会長・クリーン推進員との連携強化	不法投棄防止に向け、自治会長やクリーン推進員と連携を図る中で看板の設置や移動式監視カメラの設置に取り組んでいるが、今後も地域と緊密に連携しながら、地域に即した防止対策を講じていく必要がある。	91
③大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会との連携強化	大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会を開催し、関係機関及び団体と連携しながら情報交換を行うことで不適正処理、不法投棄の防止を図っているが、今後も継続していく必要がある。	92
④不法投棄監視体制の強化	産業廃棄物監視員による監視パトロールや監視カメラの設置により、不法投棄に対する監視を徹底し不法投棄の未然防止を図っており、今後も継続していく必要がある。	92
⑤不法投棄廃棄物への対応	不法投棄廃棄物については現地調査の上、原因者を特定し撤去の指導を行い、原因者が不明で水質汚濁等、市民の生活環境保全上支障を生じ、又は生じるおそれのあるものについては、土地の管理者又は所有者と協議しながら撤去を行っているが、今後も継続していく必要がある。	92
⑥搬入禁止物の指導の強化	事業系ごみの中には依然として搬入禁止物が多く見受けられることから、随時の展開検査により、さらに指導を強化していく必要がある。	92

⑦野外焼却の防止	家庭ごみ有料化制度が開始され増加が懸念されたが特に影響はなく、今後も市報、回覧等で啓発し、野外焼却禁止の例外である焼却であっても苦情があった際には速やかに対応していく必要がある。	93
(2)産業廃棄物の適正処理の推進	「大分市産業廃棄物適正処理指導計画」に基づき、産業廃棄物処理施設への立入調査を行い監視指導を強化するとともに、マニフェスト制度の適正な運用を促進し、PCB廃棄物の計画的な処理を行うためアンケート調査及び立入調査を実施しているが、今後も継続していく必要がある。	93
(3)危機管理体制の確立	大分市地域防災計画の基づく危機管理体制を確立してきたが、今後は策定中の大分市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の広域処理を含めた迅速かつ、適正な処理態勢づくりを構築していく必要がある。	93
(4)広域処理体制の確立		
①ごみ処理の広域化に伴うごみの搬入対策	搬入基準については関係市に通知を行い定着を図り、平成27年1月に循環型社会形成推進地域計画を策定して31年度までの基本的な方向や目的、処理体制等を定めたが、今後も定期協議の場を設けるとともに、大分都市広域圏での処理体制についても検討していく必要がある。	93
②効果的な広域処理の調査・分析	関係市との協議で広域処理のごみ分別や収集運搬、処理方法を踏まえた広域処理の必要性・事業効果等の調査・分析を行ったが、今後も継続していく必要がある。	94
(5)基本計画の推進体制の確立	引き続き、毎年度本計画の評価を行う中、実施計画を策定し、目標達成に向けた施策に取り組むとともに、ごみ排出量等の進捗状況の公表を行う必要がある。	94
(6)拡大生産者責任体制の確立	引き続き、国に対して、廃棄物の減量化又は適正処理などに関して、拡大生産者責任のもと、事業者に一定の責任を持たせるような制度を検討し、さらなる循環型社会形成推進に努めることを、本市が正会員として入会している全国都市清掃会議、全国市長会等を通じ要望していく必要がある。	94
(7)日本一きれいなまちづくりの推進	きれいにしようえおおいた推進事業他ボランティア3事業により環境美化に対する市民意識の高揚が図られてきているが、加入団体の報告書提出等の負担を軽減し、さらなる加入団体増を目指す必要がある。	94